

令和3年度 鹿児島地区手話講座等開催事業実施要領

1 目的

令和2年3月に施行された「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、県民等に対する条例の普及啓発やろう者への理解促進と手話通訳を行う人材の育成など、手話の普及等に関する各種事業を実施する。

その一環として、ろう者及び手話通訳者を講師とする県民向け手話講座を開催する。

2 開催日時及び開催場所

別紙のとおり

3 講座内容

① 講演

- ・ かごしま県民手話言語条例について
- ・ 聴覚障害に対する理解を深めよう（どのような障害？）
- ・ 聞こえない、聞こえにくい人とのコミュニケーションの取り方

② 手話の練習（あいさつ、自己紹介、数字など） など

③ その他

4 対象者 県民

5 定員 20名 (定員になり次第、募集締め切り。)

6 その他

受講申込

「手話講座」受講申込書（別紙）により、お申し込みください。

〔問い合わせ・申込先〕

一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会

〒890-0021

鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピアかごしま内

TEL 099-228-2016 FAX 099-228-6357

鹿児島県視聴覚障害者情報センター

〒890-0021

鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピアかごしま内

TEL 099-220-5896 FAX 099-229-3001